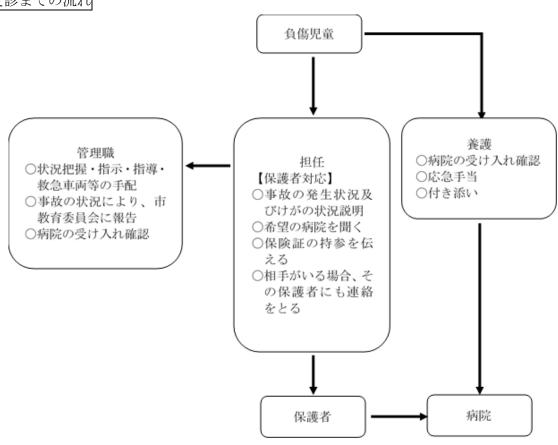
(6)救急時の運営・管理と処置

救急処置

- ○大きなけがの時
 - ・救急時は、全教職員で対応にあたる。
 - ・救急車の要請は、原則として管理職と養護教諭が相談のうえ判断し、決定する。 (救急隊員との連絡は、原則事故の説明ができる者)
 - ・状況により、学校医に相談する。
 - ・救急車両(管理職)を利用し、状況により養護教諭または担任が引率する。
 - ・病院はかかりつけか、保護者が希望した病院を受診する。
 - *事故発生の状況を詳しく把握する。
 - *外部との接触は、窓口を一本化する。

病院受診までの流れ



事後

- ●事後の対応…児童の安否確認、引き渡しと待機、教育活動の継続
- ●心のケア (子供/教職員) …健康観察によるストレス症状等の把握と対応
- ●調査・検証・報告・再発防止等…調査による原因究明、調査結果に基づく再発防止策、保護者等への説明と継続的な支援